

令和6年度 能美市防災会議

審議の概要

1. 能美市防災会議の概要

- ・ 目的

市の防災・減災対策の指針である能美市地域防災計画の修正について審議し、その実施を推進する

- ・ 委員構成(能美市防災会議条例 第3条に基づく)

No.	区分	所 属 機 関 名	職 名	No.	区分	所 属 機 関 名	職 名
1	会長	能美市	市長	10	2号委員	石川県南加賀保健福祉センター	所長
2	1号委員	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	所長	11	3号委員	石川県能美警察署	署長
3	〃	大阪航空局小松空港事務所	所長	12	4号委員	能美市	副市長
4	〃	金沢地方気象台	台長	13	5号委員	能美市教育委員会	教育長
5	〃	北陸総合通信局防災対策推進室	室長	14	6号委員	能美市消防本部	消防長
6	〃	陸上自衛隊金沢駐屯地第14普通科連隊	第1中隊長	15	〃	能美市消防団	団長
7	〃	航空自衛隊小松基地第6航空団司令部	防衛部長	16	7号委員	西日本電信電話株式会社北陸支店設備部	部長
8	2号委員	石川県南加賀土木総合事務所	所長	17	〃	北陸電力株式会社	小松支店長 小松統括責任者
9	〃	石川県南加賀農林総合事務所	所長	18	8号委員	能美市防災士連絡協議会	会長

2. 能美市地域防災計画の修正について

(1) 車両避難場所の指定

○目的

想定最大規模の洪水を警戒した避難を想定

浸水想定区域外の駐車場を「車両避難場所」として活用することにより
指定避難所以外に新たな避難場所を確保する

○内容

浸水想定区域外に位置する公共施設等の駐車場を車両避難場所に指定

・市所有施設 11か所

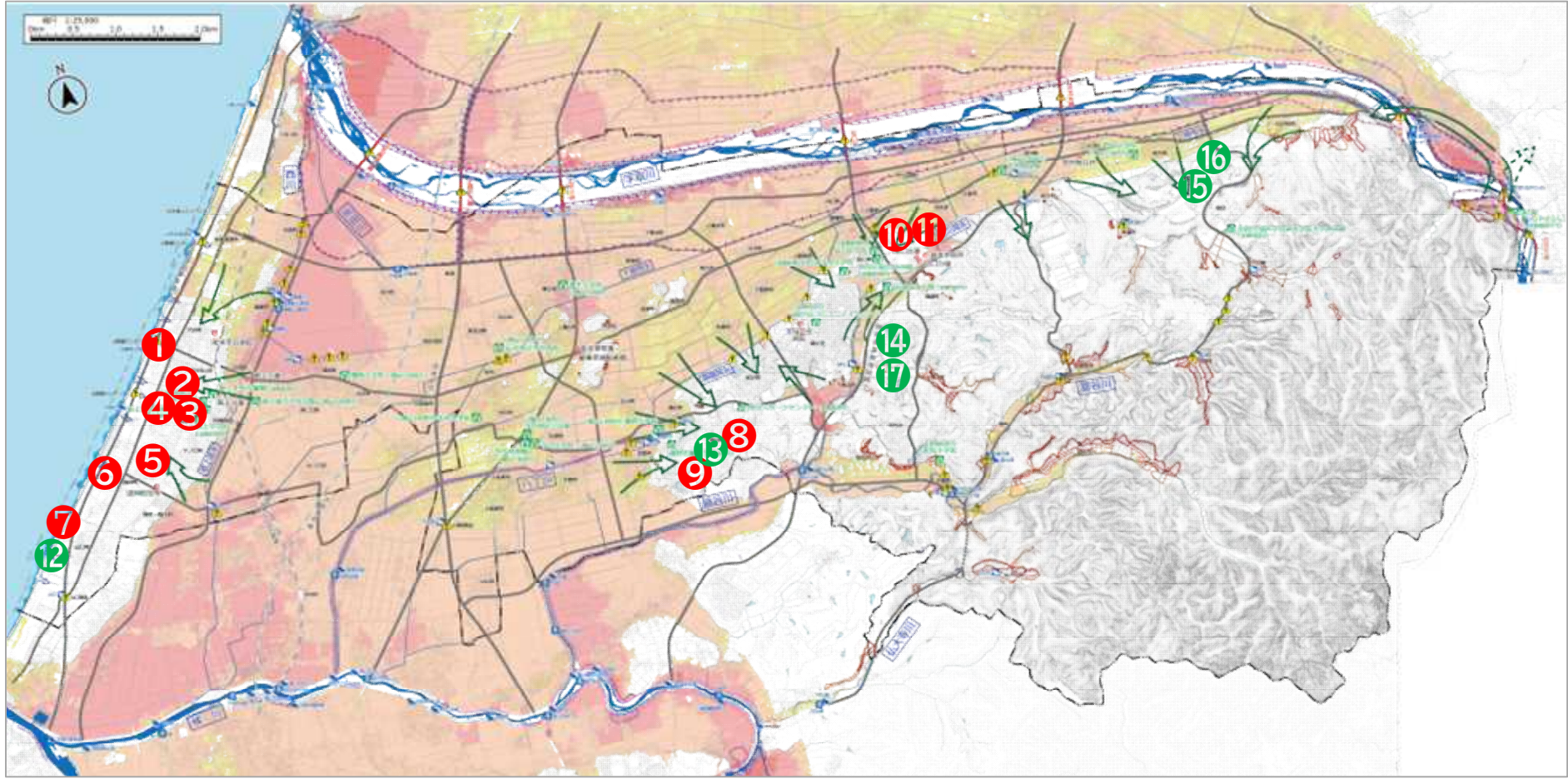
・県所有施設 6か所 計17か所

車両避難場所一覧 ●市所有施設 11か所 ●県等所有施設 6か所 計17か所

No	施設名	所在地	所管	駐車可能 台数	指定内容	
					車両避難場所	指定緊急避難場所
1	介護老人保健施設はまなすの丘・大釜屋保育園 駐車場	大浜町△52-18 大浜町△59	能美市	70	新規	新規
2	根上サービスセンター 駐車場	中町子86	能美市	89	新規	新規
3	根上ソフトボール場 駐車場	浜町ヨ2-2	能美市	47	新規	新規
4	根上武道館 駐車場	浜町午23-1	能美市	104	新規	新規
5	根上南部保育園 駐車場	道林町寅10	能美市	91	新規	新規
6	能美シーサイドプレイパーク 駐車場	道林町ハ161	能美市	155	新規	新規
7	根上翠ヶ丘いこいの広場 駐車場	山口町リ37-12	能美市	72	新規	指定済
8	九谷陶芸村 駐車場	泉台町南47	能美市	350	新規	新規
9	泉台ソフトボール場 駐車場	泉台町南1	能美市	113	新規	指定済
10	物見山運動公園 駐車場	来丸町ワ18-2	能美市	260	新規	指定済
11	辰口運動公園 東駐車場	来丸町カ63-7	能美市	8	新規	新規
12	石川県サッカー・ラグビー競技場 駐車場	山口町ト103	石川県	115	新規	新規
13	石川県立九谷焼技術研修所 駐車場	泉台町南2	石川県	40	新規	新規
14	いしかわ動物園 駐車場	徳山町600	石川県	1,300	新規	新規
15	石川ハイテク交流センター 駐車場	旭台2-1	石川県	90	新規	新規
16	いしかわクリエイトラボ 駐車場	旭台2-13	石川県	160	新規	新規
17	辰口丘陵公園 駐車場	徳山町子1-1	県民ふれあい公社	750	新規	新規
合 計				3,814		

車両避難場所の位置

●市所有施設 11か所 ●県等所有施設 6か所 計17か所



(2)避難行動要支援者の範囲の見直し

「避難行動要支援者」の範囲を

内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく範囲に見直し

現行の範囲	見直し後の範囲
・75歳以上の高齢者のみの世帯に属する人 ・要介護度3以上の認定を受けている人 ・身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人 ・精神保健福祉手帳3級以上の交付を受けている人 ・その他支援が必要な人	・75歳以上の高齢者のみの世帯のうち、要支援1・2及び要介護1・2の認定を受けている人 ・要介護度3以上の認定を受けている人 ・身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人 ・精神保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人 ・上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた人

(3)石川県地域防災計画の修正に伴う修正

○主な修正内容

・被災者への支援に関する取組

災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組み整備し、一人ひとりの被災者に対するきめ細やかな支援に努める旨を追加

・デジタル技術の活用

被災者台帳や避難行動要支援者名簿にデジタル技術を活用する旨を追加

・農業用施設の災害予防

農業用施設の災害予防について、田んぼダム等の流域治水の取組と連携して実施する旨を追加

3. 委員からのご意見・ご質問等

(1) 車両避難場所の指定

【意見】災害時には渋滞の発生が懸念されるため、早めの車両移動を促す周知広報を行うことが重要

【回答】防災行政無線、能美市公式LINEアカウント、市ホームページ等を通じて、適切なタイミングで避難行動を実施するよう呼びかける

【意見】手取川だけではなく、梯川の洪水についても避難の対象であることを強調すべき

【回答】周知の際には、対象となる河川を適切に伝える

(2) 避難行動要支援者の範囲の見直し

【質問】自主防災組織が支援の必要を認めた人とは？

【回答】各要件には該当しないが、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とし、自主防災組織から市へ情報提供があった方

(3) 石川県地域防災計画の修正に伴う修正

【質問】能美市におけるデジタル技術の活用について、具体的には？

【回答】国・県と連携した広域被災者データベース・システムの構築検討、能美市デジタルハザードマップの導入、避難所チェックインシステムの整備、河川・道路監視カメラの整備 等